

# JASTPRO 450

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

2016-04

## 今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易の実務と理論(18) ..... 1  
早稲田大学名誉教授 椿 弘次
- 記事2. 平成28年度における当協会の事業計画について ..... 9
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ ..... 13

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

## ◇連載◇

## 記事1. 貿易の実務と理論(18)

早稲田大学名誉教授 椿 弘次

## はじめに：前号の記述に対する若干の補足

SCM (Supply Chain Management) は、取引の規模と継続性を重視する加工組み立て型製造業、受発注の情報管理を重視する大手流通事業などが採用する経営モデルである。それには、Network型の事業管理として、多数かつ多種の当事者を一貫した情報システムに統合するためのHub (統合管理企業) -Spork (多数の参加企業) の緊密な関係が求められる。その例は、Hub-Integratorとしての最終製品組み立て業者と資材・部品納品業者間の関係、あるいはコンテナ物流における巨大統合運送事業者としてのmega carrierとその提携企業でunder-wingとなるNVOCC、フォワーダー、その他の運送事業者の関係に見られる。

そのような継続的提携関係において、支払保証と金融を統合する電子的仕組みとしてBPOは構想されている。保証の仕組みとして、L/CとStandby Creditは似通っている。さらに、後者は継続的取引 (かつ金額の大きい取引) 関係を主として想定している。しかし、BPO (Bank Payment Obligation) は、銀行が顧客に提供する支払い保証であり、L/Cと同じく取引契約の円滑な履行を前提にするものであり、Standby Creditは契約不履行に備える仕組みである点で、大きく異なる。この点は、前号の記述の補足として特記しておきたい。

TSU (Trade Service Utility) は、SWIFT (国際銀行間金融通信協会) が加盟銀行に提供する貿易データのマッチング・システム=情報基盤である。BPOを機能的にTSUに連動させるためには、銀行が、輸入者・輸出者の信用審査が十分できる体制にあることが必要になる (取引相手方の取引銀行がSWIFTの加盟銀行ではなく、BPOを採用していなければ、当然のことながらTSU/BPOは機能しない)。したがって、取引当事者がこの信用審査に合格し、BPO採用の取引銀行からBPOの対象にしてもらうことが、TSU/BPOの利用に重要な前提である。さらに、SCMに対応できる物流サービス、言い換えれば、コンテナによる国際複合運送が出荷地と仕向地間 (origin-to-origin) で円滑に行われることが、TSU/BPOの大きな推進基盤になる。このように観れば、TSU/BPOが、これまでのところ大企業間の継続的国際取引に利用されているのは肯げるところである。

TSU/BPOのセットで、国際的な商業銀行のデータ・マッチングサービスを利用するのが良いか、あるいは取引企業間で直接的に簡素なデータ交換でマッチングし、送金決済するのが良いかは、取引担当者が自社の置かれている状況を判断して自主的に選択する問題である。前述のように、TSU/BPOの想定する国際取引は、SCM型の定型かつ継続的取引の決済保証と取引金融の合理化、経費の節減などを狙いとしていると思われる。その狙いが実現される基盤は、SCMを支える継続的企業間関係であり、origin-to-originの一貫物流サービスである。その上で、取引企業の決済と金融にSWIFTメンバー銀行が電子決済と支払い保証 (すなわち、TSU/BPOのセット) サービスを提供しようとするものであるから、自社がそのような基盤を備えているかどうか、前述の選択に関する重要な判断基準になろう。別言すれば、前号で触れたように、(a) TSU/BPOは、SCM的企業間関係と大規模取引、継続的取引を前提にしている。(b) TSU/BPOは、コンテナ航路の発達した通商国間での主として個品の貿易取引において、迅速な物流が期待できるとき、機能しやすい仕組みである。この(a)および(b)の2点に該当しないときは、TSU/BPOに基づく貿易決済への移

行は、取引データおよびメッセージの全体的電子化とも併せて、その点を具備する必要があるだろう。また、相手方の外国企業について、銀行の信用審査体制が整わなければ、仮に整ったとしてもその企業が審査基準を満たさなければ、TSU/BPOの採択は難しい。

多くの国際取引関連の企業が、この取引関係の発展段階とSCM型の事業モデルに必ずしも則っていないことから、依然として、商業信用状に関する理解も重要性を失っていない。本稿では、伝統的な商業信用状の基本原理の理解を確認しながら、Standby Credit, TSU/BPOなどに言及してゆきたい。

## 1. 商業信用状付き決済の想定する取引環境と信用状取引の原則

商業信用状付き決済は、当事者が独立対等当事者間の関係にあり、互いの信用状態について多少の不安を感じている場合の単発的取引 (one-shot deal) を想定している (Revolving L/Cについて後述参照)。また、当事者の信用状態の他に、取引当事国のいわゆるカントリー・リスク(政治・社会経済変動危険)が高いことに備える趣旨も含まれる。TSU/BPOとL/Cベースの決済条件では、この点で前提が大きく異なる<sup>1</sup>。

現実には、日本の貿易相手国、相手企業が、TSU/BPOモデルが想定する種類の企業ばかりでないことは明らかである<sup>2</sup>。したがって、信用状付き決済の長短をまず理解し、個々の企業が置かれている事情を考慮して、商業信用状による決済、信用状なしの荷為替決済(いわゆるD/P(手形支払い渡し条件)、D/A(手形引き受け渡し条件)のdocumentary collection)、TSU/BPOによる決済、送金決済(open account)などの間で、適正な選択をすることが肝要であることを指摘しておきたい<sup>3</sup>。

その際、国際一貫物流サービスの利用可能性とサービスの質、相手企業の取引銀行がSWIFTのメンバー銀行であるかどうか、当然、注意しておく必要がある。それに十分該当しないときで、信用・信頼に基づいて企業間連携が確立していない場合には、依然として商業信用状付きの決済モデルとそれによる貿易実務の過程を踏襲することになる<sup>4</sup>。

まず、国際取引の決済条件を信用状付き決済 (with an L/C) と合意したときは、次の過程に従って、取引実務が処理される。輸入者は、売買契約の決済条件に従い、速やかに信用状開設手配義務を果たさなければならない。輸出者から見て、信用度の高いL/C発行銀行 (issuing bank, opening bank) との間で折衝して、輸入者が信用状の開設依頼を売買契約締結後速やかに行うべきことを売買契約で規定する(銀行が適用する信用状取引約定書に基づき、これを行う)。この売買契約の規定には、信用状の種類、金額、有効期限などを含める。輸出者から見れば、当然、取消不能(irrevocable)<sup>5</sup>で、指定銀行が自ら選択でき(a credit available with any bank)<sup>6</sup>、一覧払条件が望ましい。L/Cの金額は、売買契約額より多少多

1 その他、両者の対比については、檜垣拓也「L/Cに代わるTSU/BPOの動向、有効性、並びに推進課題の考察」『国際商取引学会年報』vol.15, pp.34-47 (2013)参照。

2 釜井大介「貿易データマッチング基盤への参加により最短3日で決済可能に」『金融財政事情』2014年7月21日号、20ページによれば、約2割がそうした事情にあると思われる。アジア太平洋地域では、この比率は少し高いようである。

3 国内物流と通信販売において見られるCOD決済(代金支払いと引き換えに現品を引き渡す)が、NVOなどにより積極的に国際取引において推進されれば良いかもしれないが、貿易取引は金額も多く、外国為替の資金管理も容易でないから、物流と決済を金融担保の仕組みでリンクさせても、両者を統合するサービスは、分業の精神と合わない。なお、TSU/BPOを決済システムとして採用する企業からみれば、それは貿易取引金融の管理の外注化として捉えることができよう。

4 商業信用状については、代表的な邦文の参考文献である三菱UFJリサーチアンドコンサルティング編『貿易と信用状』中央経済社、2010年を参照されたい。

5 現行のUCP600では、UCP500までと異なり、取消可能信用状は存在しないことになっている。

6 受益者である輸出者の取引銀行で信用状が利用できることが望ましいからである。そうでないと、特に指定された銀行に荷為替を取り次いでもらうための手数料がかかることがある。

めが、最終的な代金請求額の調整が利くので、輸出者には望ましい。有効期限については、出荷期限より短くても1週間程度の余裕が残されているのが望ましいだろう。

輸入者の取引銀行がその開設依頼に同意すると、輸入者を発行依頼人とする信用状取引の約定が発行銀行との間で成立し、発行銀行の輸出地取引銀行(コルレス銀行)を通知銀行(advising bank)として、輸出者(L/C決済の受益者=beneficiary)にL/C開設通知が行われる。輸出者は、直ちにL/Cに記載の決済ならびに呈示書類に関する条件などを点検し、売買契約との間で齟齬がないかどうかを点検する<sup>7</sup>。

点検の結果、齟齬や不十分な点があれば、輸出者は輸入者に対しL/C条件の修正(amendment)を依頼する。これに対し、輸入者が同意すれば、発行銀行に依頼してL/C条件の修正を要請し、TSU/BPOに言うBaselineが確立することに等しくなる。このようにして、L/C当事者全員が、L/Cの内容を承認することが確実にされる。

この過程は、L/C決済条件の原則である、原因となる取引契約とL/Cは互いに独立した取引である(これを、「L/C取引の独立抽象性の原則=autonomy of the credit」と呼び、UCP600 Art. 4に具体的に規定されている)ことの実際の結果である。発行銀行と輸出者の間には契約当事者関係(privacy of contract)が存在しないので、輸出者が直接に発行銀行に対し、L/C修正の請求ができない。迂遠に思えるが、L/C当事者全員の同意を得て、L/Cの修正が有効になるとの原則を、この過程により充足できる。これに対し、TSU/BPOでは、TSUを介して電子的に速やかにbaselineの修正が可能になり、経費も節減できる。

このような過程を経る紙ベースのL/C決済条件には、前記の原則の他に、「厳密一致の原則=Doctrine of Strict Compliance」と呼ばれるものが適用される。それは、L/C条件として規定されている内容と提示書類の間において、文面上の一致が見られることが、発行銀行の支払い保証義務の前提になるということである。L/Cに基づき銀行に呈示されるべき書類は、一般に「船積書類」、あるいは「運送書類」、単にDocumentsと呼ばれ、各種の運送書類の他に、貨物運送保険関係の書類、商業送り状、原産地証明書およびその他取引契約の条件を輸出者が履行していることの証明書類が含まれる。それらの書類が、L/C条件を充足しているかどうかを、荷為替の取り組み銀行は、相当の注意(reasonable or due care)を払って速やかに点検し、書類受理の可否を5銀行営業日以内に判断しなければならない(UCP600 Art.14(b))。文字通り「厳密に」(strict)ではなく、文面上一致していると見られると判断できるとの意味である(判断の基準については、後述のUCPのほかISBPにより提供されている)。仮に、L/C条件との間に齟齬が見られれば、いわゆるディスクレ(discrepancy、L/C条件と呈示書類の間の不一致)と見なされ、L/C決済は拒絶される。このような事例が少なくないことは、英米の判例にも明らかである<sup>8</sup>。

貿易の電子情報化が推進されているが、商業信用状付き決済はこのように紙の書類ベースの取引で、多種かつ多数の書類を必要とすることから、とりわけ呈示書類の銀行による点検とディスクレ対応に時間と手間を要し、コンテナ運送の迅速かつ廉価な運送貨の便益を阻害する運送書類の遅着問題に絡んでくる<sup>9</sup>。他方、

7 書類の記載に、輸入者の輸出地における関係者の事前承認を求めるような条件は、「共謀」の恐れがあり信用状発行の効果を無にする恐れがあるので拒絶すべきである。

8 例えば、イギリスの代表的国際商事判例集であるLloyd's ReportにおけるL/C関連の判例には、このディスクレに関するものが少なくない。なお、M.Bridge, *The International Sale of Goods: law and practice*, 2<sup>nd</sup> ed. Oxford U.P., 2007, paras.6.49-6.60をも参照されたい。

9 この遅着問題を解決する有力な一方策として貿易取引の電子情報化が緊要であり、TSU/BPOは貿易代金決済面の電子情報化に資するものであることは明白である。

あまりにも多種かつ多数の書類を提示書類として要求することは、書類作成の経費と時間をかけることになり、取引費用が嵩み、市場での価格競争に不利な影響を与える。したがって、提示書類をある程度に簡素化できることが、簡便・迅速な信用状付き決済を利用するために必要である。この必要を充たすものとして、TSU/BPOが創案されている。複雑な機械類やプラントの取引などでは、仕様書、証明書類、製品保証書類など多種の書類で、かつ専門的な内容を伴うものを扱うから、限られた期限内での銀行による書類審査が困難になり、さらに決済が長期にわたることも少なくないので、この種の取引の決済には信用状付き決済もTSU/BPOも共に不向きである。このため、Standby CreditやBondで保証する仕組みが採られる。また、逆に経済情勢が不安定になると傭船契約により運送される原材料・資材の取引では、送金決済から信用状決済に切り替わることもある<sup>10</sup>。

どの程度「厳密一致の原則」が適用されるかについて、多数の先判例が積み重ねられている。それらの先例も参考に、取扱いモデルとして、銀行による提示書類の審査のための標準的実務 (ISBP) が公表されている。従来は、この原則に対し、信用状付き決済の統一規則 (UCP) にこの提示書類の記載要件を定め、さらに、ISBPで書類の点検が粗探しになるのを抑止し、銀行はディスクレの発生を防止すべく顧客に助言してきた。にもかかわらず、窓口で書類の訂正を顧客に指示する例がかつては少なくなかった。その結果、ディスクレ対応経費 (dicre fee) が課されることがある。UCP600 Art.4 (b) は、原因契約書や見積書のコピーを提示書類の一部に加えようとする発行依頼人の試みを控えさせるべきことを、「独立抽象性の原則」に基づき定めているが、「厳密一致の原則」に基づく書類点検の煩瑣を省く意味でも、重要な規定である。

TSU/BPOでは、POデータを基準にとって、データ・マッチングの可否の判断基準とするBaselineを確立する。しかし、書類の原本は売買当事者間で直接やり取りするので、簡略な表示のPOデータと原本の書類の中味との間で、重要な齟齬が生じる場合も予想される。インコタームズのCPT条件を選択しながら、運送賃の支払いに関して、運送書類にFreight collect as arrangedと表記されているときは、CPT条件における輸出者の運送手配および運送賃負担義務に抵触する。Baselineの確立の仕方(守備範囲)に左右されるが、この運送賃負担条項がBaselineに含まれておらず、Baselineに基づくマッチングが判定されると、SWIFTのシステム内ではBPOが起動し決済完了になるだろう。その後、売買当事者間で運送賃の負担に関して事後的な折衝が必要になる。このようなことが現実には起こるようであれば、物流の迅速性、代金決済の銀行保証と引き換えに、この種の事後的調整の商流上の負担をなくす努力が売買関係者に求められるだろう。すなわち、取引金融上の簡素、正確、迅速の要請を活かすために簡素なデータでBaselineを確立することと商流の取引実務を正確かつより詳細に表示してBaselineを確立することの間で、十分調整することが課題になる。実際には、POデータを基本データとしつつ、それに必要な最低限の項目(取引データ・エレメント)が約120項目にわたってTSUシステム上に抽出されているので、紙ベースの信用状の場合と比較して、データ項目の範囲が大きく異なることは少ないと思われる。売買当事者から提供される基本データを基に、抽出される追加データを加えて、Baselineの確立に必要なデータを整える協力が、銀行と顧客に求められるだろう<sup>11</sup>。その結果、取引金融を担当する銀行に求められる商流上の専門的知識が、L/C決済の場合と比較して、TSU/BPOの下で著しく減少する可能性は低いだろう。また、書類の原本は、売買当事者間で直

10 1980年代初めに、日本経済の不調に際し日本の原油輸入の決済が、サウジアラビアから取消不能信用状付き決済に切り替えを求められたことがあった。

11 これは、紙ベースのL/C決済の場合において、出荷後に提示される書類について、支払請求のために信用状を利用できる指定銀行 (nominated bank) の窓口で行われる事後的な書類の点検に代るもので、いわば情報入力の前調整と言える。

接やり取りされるから、各種の運送書類、証明書類などについてBPO決済後の点検が不要になることもないと思われる。ただし、SCM的継続取引が依拠する当事者間の信頼関係から、この点検の重要性は低くなるのは確かだろう。

信用状付き決済条件の積極的側面の一つは、貿易実務と呼ばれる貿易取引の基本的考え方を、商流、物流、金融の全般にわたって関係者が学ぶことができる点にある。このため、依然として、荷為替信用状をベースとする貿易実務がその種の書物において説明されている。TSU/BPOと言えども、商流としてのPO(発注確認書)の記載内容とその意義、POに基づく物流情報の意義、契約の履行保証(guarantee)としてのL/CとBPOの対比の理解などの必要性を減じるものではないと要約できる。

## 2. 支払い保証としての信用状と書類(あるいはデータ)の偽造問題

L/Cベースの代金決済においては、信用状条件と呈示書類の間に不一致(ディスクレ)がないかどうか、指定銀行(信用状がそこで利用可能な銀行をいう)は書類の文面に相当の注意を払い、また、呈示書類の点検に関する「国際標準銀行実務」(ISBP)にも準拠しながら、前述のとおり、それらの書類を点検し、最長5銀行営業日以内に受理の可否を決定する義務を課されている(UCP600 Art.14)。この注意が尽くされるならば、銀行は呈示書類の様式、正確性、真正性、法的効力などに対する責任を免除される。また、書類に記載の物品またはサービスに関する、書類作成担当者の不注意、不作為など対しても、当然ながら銀行は免責されている<sup>12</sup>。

したがって、呈示書類の文面上あるいは外観上、信用状条件との不一致、偽造、誤記、不注意な記述などが明らかでない限り、銀行は免責される。通常の紙質とやや異なる用紙に、書類作成者の署名が偽造されていた場合であっても、文面上あるいは外観上、銀行の通常の注意をもってしても、偽造、不実表示、違非などが見られなかった場合、銀行が免責された事例が過去には日本でも見られた。

著名なアメリカの先例では、書類の偽造を事前に察知したL/C発行依頼人が、発行銀行に対し、L/Cに基づく支払いをしないよう求める仮処分(差止命令=injunction)を裁判所に申請して、認められたことがある<sup>13</sup>。本件における事実関係においては、発行依頼人の下へ書類偽造に関する信頼しうる情報が受益者側から寄せられていた。そうした事情がない場合、発行依頼人がL/C発行銀行に対し、受益者側に書類の偽造、不備、無効、取引自体が詐欺であるなどの事情があることを、裁判上確実に証明することは容易でない。そのこともあって、UCP600 Art.34に定める免責以上に、アメリカで取り上げられたような事案に対する規定をICCは設けていない。信用状取引を巡る詐欺、書類の偽造、不実表示などが、信用状取引に及ぼす効果について、銀行の免責以上のことは各国の国内法および先判例に委ねられている<sup>14</sup>。別途、検討したい。

イギリスの判例の中には、明白な詐欺を認めながらも、L/Cに基づき支払った銀行に対し、発行依頼人が契約違反を理由に損害賠償請求権を主張できるとする鉄則があると一般論を述べるものがある<sup>15</sup>。しかし、船荷証券における船積み日に関する先日付(いわゆるback-dating)のようなことにまで、これが及ぶかどうか、

12 UCP600, Art.34. URBPO Art.12(データの有効性に関する銀行の免責)もデータとデータの基になる書類について、UCP600, Art.34と同趣旨の規定である。

13 Szejn v. Henry Schroder Banking Corp., 31 NYS 2d 631 (1941).

14 A. Malek and D. Quest, *Jack: Documentary Credits*, 4<sup>th</sup> ed., Tottel, 2009, p.247.

15 Hirst, J. in *Tukan Timber Ltd. v. Barclays Bank, plc*[1987] 1 Lloyd's Rep. 171, 177 (QB).

判例上必ずしも明確ではなく、信用状取引の「独立抽象性の原則」に例外を設けることに対し、イギリスの判例は消極的であるように思われる<sup>16</sup>。さらに、この原則の観点から、前述のUCP600, Art.34が同Art.4に定める「独立抽象性の原則」を具体的に規定して念を押しているものと見なすことができる。

TSU/BPOを利用する場合、SWIFTメンバー銀行内部では電子データのみを扱ってデータ・マッチングと決済を行うので、不実表示などを含む「書類の偽造」問題は、基本的には書類の受け渡しを直接行う売買当事者間の判断に限定される。したがって、TSU/BPOシステムの実体取引からの「独立性の原則」は、結果的に強化されていると見なすことができる。すなわち、BPOを実行した輸入者側の銀行が輸入者に対して行う補償請求を拒否することは、相当困難になると思われる（前注12参照）。そもそもの出発点において、実体の取引当事者間の関係、それらの当事者と物流関係者との関係が、組織的にSCMで統制される信頼関係にあるとの前提に立って、TSU/BPOが設計されている（URBPO, ICC Pub.750E, 緒言（ICC事務局長、Jean-Guy Carrier, 及びSWIFT会長 Gottfried Leibbrandtによる）参照）。このため、書類を直接やり取りする当事者間でのみ、売買契約上の提供書類に関するクレームを処理すべきことになる。それは、「（データに基づく決済の）独立性の原則」を定めるURBPO Art.7に照らしても明らかである。

### 3. 企業間連携とL/Cベース決済の限界：「担保」から「保証」への転換

L/Cベースの決済は、取引一回毎にL/Cを開設する建前になっている。反復継続的な取引関係に対処できるものとして、回転信用状(Revolving Credit)がある。定期的に信用状の金額が更新される信用状で、販売店契約において利用されたようである。また、取引一回毎の支払い保証ではなく、履行保証として比較的長期（例えば、1年間）に有効なStandby Creditが、回転信用状に代わって利用されることもあろう。

L/Cベースの決済では、必要とされる書類が「担保性」を有していることが要件とされる。とりわけ、船荷証券のような流通性の権利証券であって、銀行の金融の担保目的に使用されるものとして承認されるものでなければならない。同様に、保険金請求権を行使できる譲渡可能な保険証券が呈示書類に含まれることもある（CIF, CIP条件の売買の場合）。このため、担保適格(bankability)要件を確認するために、様式、表記・記載、運送責任の区間などの書類点検事項が細目にわたって、L/C決済の場合には定められてきた。それが、UCP600 Arts. 19以下に規定されているところである。しかるに、この担保性の要件が、国際コンテナによる複合運送における迅速な荷渡しを損なう事態になってきた。また、国際複合運送証券の「担保性」を裏付ける条約も多くの支持を得られなかった。それらの事情を受けて、いくつかの実務的便法が用いられた。その一つが、いわゆる船荷証券の元地回収であり、信用状発行銀行が発行依頼人などの関係者の信用に基づき、船荷証券の原本一通を荷受人となる輸入者に速やかに直送することを認める便法であった。

他方、商事取引は、性質上、反復される傾向にあり、それを通じて、信用・信頼が熟してくるものである。その結果、継続的契約関係に発展し、組織間連携(alliance)が形成されることが少なくない。したがって、組織間連携が形成されると、集中決済、一括決済などによる送金決済が、経費節減ならびに外国為替変動危険の抑制などを目的として、選好される傾向が顕著になっている。先に触れた便法に関して、Standby Creditを利用して、「保証」の仕組みの下に、船荷証券による「担保」から、電子的な運送情報による契約品（運送品）の管理の仕組みが国際物流サービス面で展開されてきた。それが、提案型総合物流サービス(3PL)の普及も得て、SCMという継続的な取引関係の発展につながってきた。

16 Malek and Quest, 前掲書, para.9.14以下参照。

TSU/BPOにおいては、Baselineとのマッチングのため商流情報と物流データの照合、確認が行われ、銀行による支払確約に連動される。物流と金融の連携である「担保」(security)ではなく、売買契約の履行確認による「保証」(guarantee)としてBPOは機能している。Standby Creditが、契約不履行を原因として起動するのに対し、BPOは契約履行を確認して自動的に起動する点で異なるが、継続的取引関係における取引の安全を「担保」から「保証」に転換することに通じる点で、類似している<sup>17</sup>。

これにより、長年の課題であった「船荷証券の電子化」を迂回するシステムが設けられたことに等しいと見ることができる。その意味で、TSU/BPOが貿易取引の一層の電子化を推進することに大いに寄与することは明らかである。課題は、SWIFTのG.Leibbrandt会長のURBPOの緒言にも触れられているように、中小企業(SMEs)の取引の電子化を如何に促進し支援するかならう。SCMを構成する参加者全員の業務進行が円滑に揃って、SCMの効果が最適になるからである。したがって、取引当事者間のEDI取引協定書の採択の他に、SWIFTが採用する通信メッセージ標準化モデルを学び、文書情報の電子情報化を実現することが、銀行と貿易金融のサービスを利用する事業者のTSU/BPOへの出発点にならう<sup>18</sup>。

## 終わりに

「担保」から「保証」への思考の転換の趨勢をソフト面で支援しているのは、成文の法律や国際条約の規定ではなく、いわゆる「取引の慣行」とその成熟を標準約款として公式化したり、行動規範として統一規則を制定する国際的な組織の働きである。商事の世界は、このような行動基準、解釈原則などが果たしている規範機能が重要な世界である。本稿で取り上げた貿易代金決済に関しても、様々な基準、規則、原則がいわゆるソフト・ロー (soft laws)として、個々の契約に援用され、時代の変化に適応する取引行動を促している。本稿に直接的に関連している国際商業会議所 (ICC)に係るソフト・ローを例示すれば、この度のURBPOの他に、以下のものがある。

- 1920年代から始まっている信用状統一規則 (UCP) の公表 (最新のものは、UCP600 (2007) である。その附則として、eUCP v.1.を改訂してeUCP v.1.1.が掲げられている)
- ISBP (International Standard Banking Practice) 681 (UCP600に準拠して、2003年版を改定)
- 複合運送書類に関するUNCTAD/ICC規則 (1991年制定、1992年実施、それまでのICC単独の1973/1975規則をUNCTADと共同で改定したもの)
- Standby Creditに関するISP (98) (UCP500 (1993)を適用可能な範囲においてStandby Creditにも適用するとしていたのを改めて、独立した規則とするもの)
- 荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則 (URR 725, 2008)
- 請求払い保証に関する統一規則 (URDG 758 (2010)、1992年版の改定)

17 貿易決済の仕組みが、企業組織の多国籍化および国際企業間連携と取引の電子情報化も反映して、「担保」から「保証」へ切り替わる趨勢は、例えば、WTOとCelent Communicationsが、既に2003年末時点で発表しているTrade Finance (貿易金融)のデータが示すように、Open Account (送金決済)が全体の7割を占めていることと、各種の銀行保証規則、Standby Creditに関する国際規則ISP98などの公表が時期的に重なっているように見られるところから感知される。この後者については、C. Murray et al., *Schmitthoff: The Law and Practice of International Trade*, 12<sup>th</sup> ed., Sweet & Maxwell, 2012, Ch.12参照。

18 SWIFTについては、中島真志『SWIFTのすべて』東洋経済新報社、2009年、特に第6章、第8章4を参照。



これらのいずれもが、貿易決済に関して取引実務上、重要であるにも関わらず、それらを理解し、実施し、研究することが十分に広まっていないように思える。しかしながら、実際には、銀行取引約定書の貿易金融関連の付属協定書（例、信用状取引約定書、外国向け為替手形取引約定書）は、これらのソフト・ローを基にしている。貿易決済の電子情報化が推進されるとき、これらのソフト・ローに関心を持って利用することが必要であり、経費節減や正確、迅速性という経済面と併せて原理面にも注意を払いたいと思う。次いでながら、最近、この種のソフト・ローの重要性を説いた新著が発行されたので、中村嘉孝『国際商取引におけるSoft Law』神戸外国語大学外国学研究所、2016を紹介しておきたい。

以上

## 記事2. 平成28年度における当協会の事業計画について

平成28年3月1日(火)に開催された「第9回理事会」及び平成28年3月24日(木)に開催された「第6回評議員会」において、当協会の平成28年度事業計画がそれぞれ承認されましたので、その主要な事業であります「制度・電子化にかかる調査研究事業」、「国際機関との連携推進事業」、及び「日本輸出入者標準コード事業」等の概要について報告いたします。

### 1. 制度・電子化にかかる調査研究事業

#### (1) TPP協定の利活用促進のための調査とその情報提供(原産地手続等)

TPP協定は、世界のGDPの約4割(3,100兆円)という、かつてない規模の経済圏をカバーする経済連携協定であり、人口8億人という巨大市場が創出され、モノの関税の削減・撤廃のみならず、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で新しいルールが構築されることとなる。

TPP協定の第三章(原産地規則及び原産地手続)においては、輸入される製品について、関税の撤廃・引き下げなど関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等が定められており、このルールにより次のようなメリットが挙げられている。

- イ TPP特惠税率の適用が可能な12ヶ国の原産地規則の統一(事業者の制度負担の緩和)
- ロ 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度、いわゆる「自己申告制度」の導入(貿易手続の円滑化)
- ハ 複数の締約国において付加価値・加工工程の足しあげを行い、原産性を判断する完全累積制度の実現
- ニ 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

このTPP協定の適用にかかるメリットを最大限享受するためには、当該協定の内容を輸出入者等に対する確に周知させ、輸出入者自らがその実効性を担保していくことが重要であり、今後、TPP協定の発効を睨んだ、TPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための手続き等について、TPP協定の内容を熟知した専門家等による輸入者等への丁寧な説明が必要となる。

平成28年度においては、国連CEFACTの場においてもこれまで原産地証明書の電子化等が議論される中で、また、政府が掲げる「総合的なTPP関連政策大綱」にも盛り込まれている、①TPPの普及・啓発、②中堅・中小企業等のための相談体制の整備、といったことに視点をあて、JASTPROとしてTPP利活用促進のため、政府の施策をも念頭に原産地規則等に関する輸出入者への啓蒙・普及に向けた調査研究と、その内容をもとに関係企業等に対する情報提供等を展開する。

#### (2) アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査(継続)

当協会は、平成27年度調査研究事業として、アフリカに焦点をあて同地域が高成長を続ける中で、多様な経済活動の拠点として、また消費マーケットとして注目を集め、多くの日本企業が事業展開を行っている状況等を踏まえ、アフリカでの貿易取引に関する電子化の状況等について調査を実施した。具体的

には、昨年10月、アフリカの中央部に位置するコンゴ共和国において開催された「International Single Window Conference 2015(ISWC)」に参加し、その参加国から得られた情報等をもとに、また、当地への我が国からの進出企業等のご協力得て、アフリカ54ヶ国の実態を調査し、報告書に要約するとともに、関係業界等にセミナーを開催し情報提供を行った。

平成28年度においては、個別の国々への継続した調査を行うとともに、タンザニアを事務局とする東アフリカ共同体(EAC: East African Community)、ボツアナを事務局とする南部アフリカ開発共同体(SADC: Southern African Development Community)等アフリカ域内の地域共同体での貿易手続と電子化の実態等可能な限り調査を行い、アフリカの電子化に関する包括的な全体像を把握する。

### (3) 国連CEFACT日本委員会の活動

国連CEFACT日本委員会(JEC<sup>1</sup>)は、1990年、我が国において国連CEFACTが開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として、関係機関や関係団体等により設立されたものである。

本委員会は、総会(年1回)及び運営委員会(年2回程度)で構成され、それぞれ国連CEFACT総会に向けた審議、及び国連CEFACTが進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告に関する我が国関係業界の意見の集約等を行うべく活動を展開している。

平成28年度において当協会は、本委員会の事務局として、これまでの活動を継承し、時宜に応じた適切な対応を行っていく。

また、本委員会の下に設置されている「国連CEFACT標準促進委員会(JUS)」は、我が国の国連CEFACT活動への参画方針等の検討、既定の各種コード、要件等の修正・追加等の申請に関する審査等の活動を行っているところ、平成28年度においても同委員会の活動を継続する。更に、「AFACCT旅行関連日本部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」についても可能な限り活動を支援していく。

#### 《国連CEFACT総会等の開催》

- 第22回国連CEFACT総会(ジュネーブ、スイス)  
:平成28年4月21日(木)～22日(金)
- 第27回国連CEFACTフォーラム(ジュネーブ、スイス)  
:平成28年4月25日(月)～29日(金)
- 第28回国連CEFACTフォーラム(バンコック、タイ)(国連ESCAPがホストとして実施)  
:平成28年9月26日(月)～30日(金)

### (4) 国際機関との連携推進事業

#### イ AFACT会議を日本で開催

当協会は、AFACTの創設メンバーとして平成2年以降AFACTの諸活動に積極的に参画してきており、AFACT会議への参加等を通じ、当該会合の全体概要はもとより、原産地証明書の電子化や旅行・観光等を検討内容とする「ビジネス領域委員会(BDC)」、サプライチェーン関連標準の開発や最新技術動向への対応を検討内容とする「基礎技術・技法委員会(TMC)」及び普及啓蒙活動への

1 JEC(UN/CEFACT Japan Committee):2007年6月25日開催のEDIFACT日本委員会(JEC)総会において、JECの略称はそのままし、フルネームを国連CEFACT日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

対応を検討内容とする「コミュニティ支援委員会（CSC）」のそれぞれの活動成果等を、当協会の広報誌に掲載するとともに、ホームページにも公表し、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報している。

AFACTは、毎年度メンバー各国がホスト役を交替により担当し、年2回、中間会合（春季）と総会（秋季）を開催しており、昨年（平成27年12月）イランで開催された第33回総会において、平成28年度は日本をホスト国として開催することが決定した（前回の日本開催は、中間会合が平成22年5月東京で、総会が同年11月横浜）。

我が国での中間会議については、以下のとおり浜松市の「アクトシティ浜松（コンgresセンター：JR浜松駅に隣接）」にて、関係団体等のご協力を得て、また浜松市の後援を受け実施する。

なお、総会については、主要な加盟国との協議しつつ平成28年11月7日～11日の週内3日間に、東京周辺において開催することとしている。

《第34回 AFACT 中間会議（日本・浜松市）

：平成28年5月23日（月）～25日（水）》

《第34回 AFACT 総会（日本・開催地未定（東京周辺））

：平成28年11月7日～11日のうち3日間の日程にて開催予定》

## ロ 国連CEFACTアジア・太平洋地域レポートへの活動支援

国連CEFACTは、国連の場で合意された国際標準や諸勧告を世界的に普及・促進等を図るべく、各地域にレポートを選任し活動を展開している（現状はアフリカとアジア・太平洋の2地域）。

当協会の業務一部長は、平成27年2月に開催された第20回国連CEFACT総会において、アジア・太平洋地域における貿易関係手続の簡素化及び電子化の推進が我が国にとっても重要であるとの認識に立ち、また、AFACT加盟各国からの強い要請を受け、アジア・太平洋地域レポートに任命され、以降2年間の任期において活動を展開している。

今後も、これまで同様AFACT会議等への参画や、各国の貿易関係手続の円滑化と電子ビジネスの普及・促進に向けた諸活動が要求される場所、当協会としても同レポートの活動を支援していく。

## 2. 日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「JASTPROコード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCS)の利用者（税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等）は、このコードを入力することにより、貿易事業者名等を識別して、入出力や各種検索が出来ることとなっている。

このJASTPROコードについては、財務省・関税局の方針のもと平成29年10月以降、NACCSの第6次更改に併せ、マイナンバー法に基づく「法人番号」に一本化される予定であるが、それ以降においてもNACCSとの連携を図りつつ、法人番号を補完するコードとして、JASTPROコードの運用を継続して実施していく。

この法人番号を補完していくため本年3月7日（月）以降、NACCSをはじめ貿易関係団体のご協力を得て、JASTPROコード取得者との間において、「法人番号」と「JASTPROコード」との紐つけ作業を順次実施していく。

### 3. その他の事業

#### (1) セミナー等開催事業

平成28年度においては、世界的な経済連携の進展に伴い、貿易関係手続の電子化と多国間での電子データ交換の重要性が高まりつつある中、TPP協定の動向や多国間貿易関係電子データ交換の実態、貿易取引を巡る国内外の新たな諸施策・制度の検討状況等に関する情報を提供することを目的に、講師を招聘のうえセミナーを開催していく。

#### (2) 中堅・中小貿易業の経営者等を対象とする啓蒙活動

当協会は、毎年、中堅・中小貿易業の経営者等を対象とする国内外での貿易関係手続等に関する研修を（一社）全国貿易業連盟に委託して実施しており、同連盟が大阪・兵庫・横浜などの各地区連盟との共催により開催している「貿易手続簡素化セミナー」に講師を派遣する。

以上

### 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

本4月号が発刊されますタイミングに合わせ、第27回国連CEFACTフォーラムが4月25日～29日までの間ジュネーブにて開催されております。今回のフォーラムにおいては、ミニコンファレンスと称していくつかの特別なトピックが取り上げられ、プレゼンテーションや意見交換が予定されております。その内容につきまして事前に公示されているものを以下のとおり紹介いたします。本会合の概要は次月号にてご紹介します。

#### UN/CEFACT Mini-Conference on Trade and Transport Facilitation Monitoring Mechanisms (TTFMM)

#### 国連CEFACTミニコンファレンス【貿易・輸送円滑化モニタリングメカニズム】

25 April 2016

Palais des Nations, Geneva, Switzerland

開催日：2016年4月25日

開催場所：国連欧州本部 ジュネーブ・スイス

There is a need for countries to establish a standardized sustainable mechanism to monitor the effectiveness of policies and procedures that facilitate trade and speed up international shipments. In order to do that, an agreement about the metrics to measure the concept of trade facilitation and the methodology to extract information from the data will help governments, politicians, international organizations and stakeholders to identify solutions to streamline and optimize trade and transport process.

各国においては、貿易を円滑化し、国際輸送をスピードアップするポリシーや手続きの有効性をモニターするための、標準化された持続可能なメカニズムを必要としている。そのため、貿易円滑化のコンセプトとデータから情報を引き出す手法の仕組みについて合意することにより、政府、政策策定者、国際組織及びステークホルダーが貿易及び輸送プロセスの整理及び最適化のための解決方法を決定するにあたっての支援となる。

During the 27th UN/CEFACT Forum (25–29 April 2016, Geneva, Switzerland), a Mini Conference will be held to launch a new project to develop a Recommendation for Trade and Transport Facilitation Monitoring Mechanism. The Conference will bring together knowledge and open the dialogue about the steps that are needed in order to establish stable mechanisms for measuring, analyzing and monitoring transport and trade facilitation services.

第27回国連CEFACTフォーラム(2016年4月25–29日 ジュネーブ・スイス)の期間中、ミニコンファレンスが開催され、そこで貿易・輸送円滑化モニタリングメカニズム(TTFMM)のための勧告の開発プロジェクトを発

足させる。コンファレンスにおいては各位の知識を寄せ集め、今後のステップについてのオープンな会話を予定している。この目的は、貿易円滑化にかかる関連サービスについて、計測し、分析し、モニタリングする安定したメカニズムの確立である。

### About this mini-conference

The purpose of the Mini Conference is to:

- Discuss opportunities for providing standardized methodologies for analyzing the data in trade facilitation
- Inform about current studies conducted for analyzing and monitoring trade facilitation and transportation
- Comment on the question of coordination between the bodies that measure and monitor trade facilitation
- State the biggest challenges in the coming years to promote, maintain and monitor trade facilitation
- Provide updates on existing relevant UN/CEFACT standards and recommendations that have synergies with measuring trade facilitation
- Provide information about synergies between TTFMM and the Bali Agreement such as the creation of National Trade Facilitation Committees

### ミニコンファレンスの目的：

- 貿易円滑化におけるデータの分析のため、標準化された手法の提供について討議する。
- 貿易円滑化と輸送についての分析およびモニタリングに向けて実施した現行スタディについて情報提供する。
- 貿易円滑化を測定し、モニターする組織間のコーディネーションについての質問にコメントする。
- 貿易円滑化を推進、維持、モニターするための今後数年間における最大のチャレンジについて意思表示する。
- 貿易円滑化の測定とシナジー関係にある既存の国連CEFACTの標準及び勧告について見直す。
- TTFMMとWTOのバリ合意との間のシナジーに関する情報を提供する。その例として各国貿易円滑化委員会の創設がある。

### Target audience

Experts on trade facilitation, international trade, transport and logistics from governments, academia and international organizations.

### ご参加いただきたい方々：

各国政府、アカデミー、国際組織からの、貿易円滑化、国際貿易、輸送とロジスティクスの専門家の皆様

## UN/CEFACT Mini-Conference on electronic maritime safety regulatory information exchange standards

### 国連CEFACTミニコンファレンス「電子海洋安全規則情報交換標準」

26 April 2016

Palais des Nations, Geneva, Switzerland

開催日：2016年4月26日

開催場所：国連欧州本部 ジュネーブ・スイス

#### Background

Over the past years the safety of ships monitored at sea and within ports has been supported by regulatory conventions governed by the International Maritime Organization (IMO).

For many years, UN/CEFACT trade facilitation recommendations and standards have been deployed to support the industry to provide the required information through UN Layout aligned paper forms and UN/EDIFACT electronic message structures especially for the two key conventions SOLAS and the FAL.

In recent years, new regulatory requirements have been introduced by IMO and there has been additional focus on encouraging the use of modern data exchange methods and the adoption of the single window concept in the form of a prototype maritime single window.

#### 背景：

永年、本船の海上および港内における安全性のモニターは、IMOにより管理された規約に基づき支援されてきた。何年もの間、国連CEFACT貿易円滑化の勧告と標準は、当該業界に必要な情報を提供することで支援してきた。それは、国連レイアウトキイに準拠した書式や、特にSOLASとFALの二つのキイとなる規約のためのUN/EDIFACTの電子メッセージストラクチャーが挙げられる。

近年では、IMOにより新しい法的な要求が導入され、更に追加された焦点として、最新のデータ交換方法の利用促進、ならびに海洋シングルウィンドウのプロトタイプ形式におけるシングルウィンドウコンセプトの採用がある。

#### About this workshop

The purpose of the workshop is to

- Provide information on the new regulations which require electronic information exchanges
- Introduce the new UN/EDIFACT VERMAS message for exchanging verified gross mass measurements and certification
- Discuss opportunities for electronic certificates
- Inform about the current state of IMO FAL Compendium maintenance and future development plans
- Provide updates on existing relevant UN/CEFACT standards and recommendations and those currently under development



**今回のワークショップについて：**

目的は以下のとおり。

- 電子的な情報交換を要件とする新たな法規に関する情報を提供する。
- ‘Verified Gross mass (総重量証明)’のデータ交換のための新たなUN/EDIFACTメッセージであるVERMASを紹介する。
- 電子証明の可能性について討議する。
- IMO FAL Compendium (概説書)のメンテナンス及び将来の開発プランの現在の状況について情報提供をします。
- 国連CEFACTの関連する既存の標準および勧告と、現在開発中のものについて最近の状況を提供する。

The workshop is designed as a peer-to-peer workshop with presentations and panel sessions to enable the senders and recipients of maritime safety related regulatory information exchanges to share views and experiences with the objective to build increased collaborations for supporting existing and future requirements in this important area.

本ワークショップは、実務的なレベルのプレゼンとパネル討議が行われる。

海洋安全性に関連した法令情報交換について送信者と受信者が意見や経験を共有し、この重要な分野について、現行ならびに将来の要件を支援するため、相互のコラボレーションの増強を目標としている。

**Target audience**

Participants from related regulatory agencies and transport and logistics experts especially from sectors subject to the regulations.

**想定する参加者：**

法令に関係した官庁や運輸・輸送業界の専門家、特に法令関係に詳しい業界の方のご参加を希望する。

## **UN/CEFACT Mini-Conference on Integrating Trade/Supply Chain Finance into Trade Facilitation**

### **国連CEFACTミニコンファレンス「貿易/サプライチェーンファイナンスの貿易円滑化への連携」**

27 April 2016

Palais des Nations, Geneva, Switzerland

開催日：2016年4月27日

開催場所：国連欧州本部 ジュネーブ・スイス

**About this mini-conference**

The objective of the workshop/webinar is to give a state of affairs overview on the

developments to recommend the explicit integration and inclusion (i.e. bridging) of Trade Finance and Supply Chain Finance into current frameworks and practices related to Trade Facilitation.

### **本ミニコンファレンスについて**

本ワークショップ/WEBを使ったセミナーの目標は、貿易ファイナンスとサプライチェーンファイナンスを現在の貿易円滑化に関係した枠組み及び実務に連携もしくは橋渡しするための勧告を開発することについて状況を概観することにある。

Trade and Supply Chain Finance supports the vast majority of world trade today. The workshop aims to bring together different experiences and experts in trade finance and policy.

貿易およびサプライチェーンファイナンスは、現在、世界貿易の大多数を広くサポートしている。このワークショップは、貿易ファイナンス及び政策における様々な異なる経験者や専門家が一堂に会することをねらいとしている。

The short workshop/webinar is part of a UN/CEFACT project which ultimately aims to present a global set of Recommendations regarding Trade/supply chain finance in Trade Facilitation instruments.

今回の短期のワークショップ/ウェブセミナーは、国連CEFACTの一つのプロジェクトの一部をなしており、究極的には貿易円滑化のツールにおける貿易/サプライチェーンファイナンスに係るグローバルな勧告群を提供するねらいがある。

## **UN/CEFACT Mini-Conference on sustainable fishery management through information management (FLUX)**

### **国連CEFACTミニコンファレンスの案内：【情報管理に基づく持続的な漁業管理(FLUX)】**

27 April 2016

Palais des Nations, Geneva, Switzerland

開催日：2016年4月27日(水)

開催場所：国連欧州本部(ジュネーブ・スイス)

Due to overfishing and illegal, unreported and unregulated fishing, the world fish stocks are depleting. As of 2011, the fraction of assessed stocks fished within biologically sustainable levels declined to 71.2% and consequently, 28.8% of fish stocks were estimated as fished at a biologically unsustainable level. The breakdown or collapse of coastal fisheries has a direct impact on the economic well-being of the coastal communities that rely on fisheries for economic survival and a dependable food source. According to the Marine Stewardship Council (MSC),

"about 1 billion people largely in developing countries rely on fish as their primary animal protein source".

規定を越える漁獲や、不法・報告なし・無規制の漁獲により、世界の水産資源量は激減している。2011年時点での水産資源量に関する生物学的持続可能性なレベルは71.2%に下がっており、言い換えれば28.8%の水産物のストックは生物学的に持続できないレベルといえる漁獲高である。沿岸漁業の衰退は、漁業に依存する沿岸のコミュニティで生活してゆくための、および必要な食料についての直接的なインパクトを与える。海洋管理協議会(MSC)によると、開発途上国の10億人が主要な動物タンパク質として水産資源に依存している。

In order to counter further depletion of this resource, global fish resources are managed by Fishery Management Organisations (FMOs). Vessels fishing within the realm of an FMO have to obtain a permission (linked to a quota) from the FMOs, so that fish stocks can be effectively managed. Through their flag States, vessels have to report catches which are then provided to the FMO.

これ以上の資源の減少を防ぐべく、世界の水産資源は各FMOにて管理されている。一つのFMOの管轄範囲の漁船は、FMOから(割当量にリンクしての)許可を得なければならない。このことにより資源量は有効に管理される。漁船は、それぞれの船籍国に対して漁獲情報を報告する義務が生ずることとなり、その情報はFMOに提供されることとなる。

With the support of the European Commission's Directorate-General for Maritime Affairs and Fisheries (DG MARE), the agriculture expert group of the United Nations Centre for Trade Facilitation and electronic Business (UN/CEFACT) has now developed a standard for the exchange of fishery messages for the sustainable management of fisheries (FLUX).

海事及び漁業に関するEC指令(DG MARE)のサポートにより、国連CEFACTのAgricultureドメインの専門家グループはFLUX標準を開発した。

FLUX is now implemented by the European Union as the FMO message standard to manage fisheries in the North Atlantic. It is also being adopted by FMOs in other regions in the world. The FLUX standard provides a harmonized message standard that allows FMOs to automatically access the electronic data from fishing vessels needed for stock management, such as vessel and trip identification, fishing operations (daily catch or haul-by-haul) or fishing data (catch area, species and quantity, date and time, and gear used).

FLUXは、EUにより北大西洋地域の漁業を管理するFMOのメッセージ標準として導入された。また世界の他地域のFMOにも採用されつつある。

FLUX標準は、調和が確保されたメッセージスタンダードであり、各FMO間での漁船からの電子データに自動的にアクセスできるようになる。データとは、本船および航海区分、操業作業(日次漁獲もしくはhaul by haul

(?) もしくは操業データ(操業地域、魚種、量、日時および操業方法)といったものである。

With this standard, FMOs around the world will have for the first time access to an open and global standard to automate the collection and dissemination of the fishery catch data needed for sustainable fishery management and needed in order to have an efficient tool for detecting and combatting illegal, unreported and unregulated fishing. In addition, the development of a reliable and up-to-date database on fish catch will improve research on science-based fishery management.

この標準を使って、世界中の各FMOは、まず初めにオープンでグローバルな標準にアクセスすることで、漁獲データの自動的な収集および配信を行うことになる。このデータは持続的な漁業管理ならびに、法令違反や、隠れ操業を探索・摘発するための有効なツールとして活用する。更に漁獲に関する信頼性・鮮度の高いデータベースの開発により科学的な漁業管理に関する研究向上に寄与する。

### About this workshop

The agriculture expert group of UN/CEFACT will organise a one day expert meeting on FLUX project implementation. The purpose of the workshop is to

- inform about the FLUX standard
- links between FLUX and UN/CEFACT traceability standard
- inform about current state of FLUX implementation and future developments
- share experiences and lessons learned
- provide expertise to interested countries and FMOs how they can approach FLUX implementations

The workshop is designed as a peer-to-peer workshop where experts from the fishery industry can share experiences for information exchange in fishery management systems and jointly discuss approaches for implementation.

### 本ワークショップについて：

国連CEFACT Agricultureドメインの専門家グループは、FLUXプロジェクト導入に関する専門家会議を開催する(終日)。ワークショップの目的は以下のとおり；

- FLUX 標準の説明
- FLUXと国連CEFACTトレーサビリティ標準へのリンク
- FLUX 導入に関する現在の状況及び将来の開発についての説明
- 経験とこれまで学んだことの共有
- 興味をもつ国々ならびに各FMOに対して、そのFLUX 導入のアプローチ方法についての知見の提供

このワークショップは、漁業関連業界の専門家が、漁業管理システムにおける情報交換の経験を共有し、導入のアプローチについて共同して議論することを想定している。

**Target audience**

Participants from Ministry of Agriculture and Fisheries, experts form Fishery Management Organizations and international organizations working in this area.

**参加頂きたい対象者：**

農水省、漁業管理組織及びこの分野における国際組織からの専門家の方である。

以上

## — 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動にご興味を持たれる方や日本輸出入者コードの利用者の方々のご参考として関係諸組織・団体ホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますのでご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(国内)
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(海外)
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

---

JASTPRO 第42巻 第1号 通巻第450号

---

・禁無断転載

平成28年4月28日発行 JASTPRO刊16-01

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会  
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号  
八重洲第五長岡ビル4階  
電 話 03-3555-6031(代)  
ファクシミリ 03-3555-6032  
<http://www.jastpro.org>

編集人 山内大二郎

---

本誌は再生紙を使用しております。

## — JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

### 【申込み宛先】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 石垣 充

E-mail address: [gyomu\\_dept@jastpro.or.jp](mailto:gyomu_dept@jastpro.or.jp)

**J**apan  
**A**ssociation for  
**S**implification of  
**T**rade  
**PRO**cedures